

福 島 県 知 事 様

福島県商業まちづくり審議会長

福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づく届出に
ついて（答申）

令和 8 年 1 月 2 6 日 付 け 7 産 第 2 7 4 5 号 で 諮 問 の あ っ た こ の こ と に つ い て 、 当
審 議 会 の 意 見 は 下 記 の と お り で す 。

記

1 諮問案件

「イオン福島店・(仮称)イオンタウン福島南矢野目」の新設

2 審議会の意見について

(1) 条例第 1 4 条第 1 項に基づき県から意見すべき事項

なし

(2) 県から要望すべき事項

ア イオンタウン株式会社及びイオン東北株式会社に対する事項

(ア) 交通対策について

a 敷地内に来客を受け入れる十分な余力(駐車場や駐輪場、公共交通など)を確保し、行き来する歩行者の安全にも十分配慮した計画とすること。

b 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路への交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の新設(増築)に伴って懸念される渋滞及び周辺の市道等における交通事故について、関係機関と協議、連携し必要な対策に取り組むこと。

(イ) 地域との共存共栄

a 環境負荷低減対策や近隣住環境への配慮等に取り組むとともに、関係市町等における商業まちづくりの取組等と連携することにより周辺地域への波及効果をもたらし、事業開始後の状況も踏まえながら、地域との持続的な連携に取り組むこと。

b 地域防災の拠点機能について、関係機関と協議、連携し充実に努めること。

イ 福島市に対する事項

(ア) 交通対策について

当該計画地と隣接する道路及び周辺道路への交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の新設（増築）に伴って懸念される渋滞及び周辺の市道等における交通事故について、届出者と協議、連携し必要な対策に取り組むこと。

(イ) 地域との共存共栄

関係市町の要望を踏まえ、広域的な商業まちづくりの推進のため、特定小売商業施設と周辺地域との連携を図るとともに、環境負荷低減対策や近隣住環境への配慮等、地域との調和に配慮した取組について、届出者と協議、連携すること。

(3) 県に対する要望

上記交通対策等について、大規模小売店舗立地法に基づき関係機関と十分な協議、調整を行いながら適切に対応すること。